

## 別紙

### 称号審査要件の講習受講回数について

令和2年11月30日に全剣連より通達があり、称号受審に関して当面の措置として以下の通りご連絡申し上げます。(全剣連通達添付)

#### 錬士受審者

講習受講回数は、1回

- ・千剣連主催以上の講習会とする。
  - 1 千剣連主催の講習（千剣連派遣講師講習会は可）
  - 2 全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者。

#### 教士受審者

講習受講回数は、2回

- ・千剣連主催以上の講習会とする
  - 1 千剣連主催の講習（千剣連派遣講師講習会は可）
  - 2 全剣連が指定する講習を受講し、終了の認定を受けた者。

※ 社会体育指導者資格中級・上級の認定を受けている者はこれまで通りの扱いとする。

（剣道称号段位審査実施要領「称号審査の方法」錬・教士の審査③を参照）

※ 上記全剣連通達により講習会受講回数が緩和されましたが、すでに受講回数を終了している称号受審予定者で、さらに自己研鑽のため受講を希望する者については受講可能とします。折角の機会ですので、積極的に受講されるようご連絡ください。